

『子ども手当制度について』

平成24年
6月分から
所得制限が
導入されます。

●支給対象

中学校卒業（15歳に達した後の最初の3月31日）までの子どもを養育している方に支給します。

●支給時期

2月	10月分～1月分（4ヶ月分）
6月	2月分～5月分（4ヶ月分）
10月	6月分～9月分（4ヶ月分）

●支給額

3歳未満	（一律）15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	（一律）10,000円

●次の場合は、15日以内に申請してください

子ども手当は原則、申請の翌月分から支給されます。ただし、出生日や転出予定日（異動日）が月末に近い場合、申請が翌月になっても異動日の翌月から15日以内の申請であれば申請月から支給します。申請が遅れると遅れた月分の手当を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

①初めてお子さんが生まれたとき

②出生などにより養育するお子さんが増えた場合、離婚などにより子どもを養育しなくなり手当が減額又は消滅する場合など手当が増額・減額・消滅になるとき

③他の市町村に住所が変わったとき 転出先の市町村へ転出予定日の翌月から15日以内に申請が必要です。

④公務員になったとき・公務員でなくなったとき 役場福祉課と勤務先にそれぞれ15日以内に申請が必要です。

『児童扶養手当制度について』

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、支給される手当です。

●受給資格

1. 父母が婚姻を解消した児童（離婚）
 2. 父又は母が死亡した児童
 3. 父又は母が重度な障害の状況にある児童
 4. 父又は母が1年以上生死不明か遺棄又は拘禁されている児童
 5. 母が婚姻によらないで産んだ児童（未婚の母又は父の子）
- ※ただし、次の場合には手当は受けることが出来ません。
- ・老齢年金以外の公的年金が遺族補償を受給できる場合
 - ・該当児童が児童福祉施設に入所した場合
 - ・里親に委託されている場合

※本人と扶養義務者（同居の家族）に所得制限があり、手当を受給できない場合があります。

※事実婚や年金受給開始等で過払い金が発生することがありますので、生活実態の変化があれば早めに手続きをしてください。

『特別児童扶養手当について』

精神、知的又は身体に障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

●対象となる児童

精神、知的又は身体に重度あるいは中程度の障害がある20歳未満の児童
※児童福祉施設等に入所している児童や障害を事由とする公的年金を受給している児童は対象となりません。

●手当額（児童一人につき）

- ・重度障害児の場合 50,550円/月
- ・中度障害児の場合 33,670円/月

※所得制限があります。
※平成24年度に手当額の改定が予定されています。

『ひとり親家庭等医療費公費負担制度について』

●対象者

1. ひとり親家庭の親及び児童
2. 父母のいない児童
3. 父母のいない児童と同居し、かつ、その生計を維持している配偶者のないもの

●内容

18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭等の保険給付の対象となる医療費が、受給資格者の負担は1割の負担となり、また、負担上限額が所得や課税状況等により決定し、上限を超えた支払がある月は、月遅れになります。給付されます。

●資格要件

1. 鏡野町に住民票がある方
2. 申請者全員が所得税非課税の方

◆申請手続・お問い合わせ先

福祉課

電話（0868）5412986